

# セーフティネット4・5号、危機関連保証 Q&A

## 1. 認定要件について

問：セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証の対象者の要件は何か

答：(4号)

市内で事業を営み、以下の要件満たしている者

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、原則として最近1ヶ月もしくは2ヶ月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2ヶ月もしくは1ヶ月を含む3ヶ月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。

(例) 1ヶ月実績+2ヶ月見込み

平成31年4月と令和2年4月の比較：20%以上減

平成31年4月～令和元年6月と令和2年4月～6月の比較：20%以上減

2ヶ月実績+1ヶ月見込み

平成31年4月と令和2年4月の比較：20%以上減

平成31年4月～令和元年6月と令和2年4月～6月の比較：20%以上減

(5号)

市内で事業を営み、以下の要件満たしている者

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、原則として最近1ヶ月もしくは2ヶ月の売上高等が前年同月に比して5%以上減少しており、かつ、その後2ヶ月もしくは1ヶ月を含む3ヶ月間の売上高等が前年同期に比して5%以上減少することが見込まれること。

(例) 1ヶ月実績+2ヶ月見込み

平成31年4月と令和2年4月の比較：5%以上減

平成31年4月～令和元年6月と令和2年4月～6月の比較：5%以上減

2ヶ月実績+1ヶ月見込み

平成31年4月と令和2年4月の比較：5%以上減

平成31年4月～令和元年6月と令和2年4月～6月の比較：5%以上減

(危機関連保証)

市内で事業を営み、以下の要件を満たしている者

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、最近 1 か月間の売上高等が前年同月比で 15%以上減少しており、かつ、その後 2 か月間を含む 3 か月間の売上高等が前年同期比で 15%以上減少することが見込まれること

(例) 1 ヶ月実績+2 ヶ月見込み

平成 31 年 4 月と令和 2 年 4 月の比較：15%以上減

平成 31 年 4 月～令和元年 6 月と令和 2 年 4 月～6 月の比較：15%以上減

2 ヶ月実績+1 ヶ月見込み

平成 31 年 4 月と令和 2 年 4 月の比較：15%以上減

平成 31 年 4 月～令和元年 6 月と令和 2 年 4 月～6 月の比較：15%以上減

**問：創業後 1 年を経過しておらず、前年の売上高等を比較できない場合は、認定は可能か。**

答：認定を可能とする。

業歴 3 ヶ月以上 1 年 1 ヶ月未満の場合は、原則として以下のいずれかの基準をもって認定をして差し支えない。

- ①直近 1 か月の売上高等が、直近 1 か月を含む最近 3 か月間の平均売上高等と比較して、各基準以上に減少していること。
- ②直近 1 か月の売上高等が、令和元年 12 月の売上高等と比較して各基準以上に減少しており、かつ、その後 2 か月間を含む 3 か月間の売上高等が令和元年 12 月の売上高等の 3 倍と比較して各基準以上に減少することが見込まれること。
- ③直近 1 か月の売上高等が、令和元年 10 月から 12 月の平均売上高等と比較して、各基準以上に減少しており、かつ、その後 2 か月間を含む 3 か月間の売上高等が令和元年 10 月から 12 月の売上高等と比較して各基準以上に減少することが見込まれること。

※なお、各基準とは、4 号は▲20%、5 号は▲5%、危機関連は▲15%をいう。

**問：1 年前から店舗数や事業内容が増えている又は業態を変換したため、もしくは事業縮小したために前年の売上高等を比較できない場合は、認定は可能か。**

答：認定を可能とする。ただし、業態変換した事実がわかる証明書類が必要。

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、経営の安定に支障を生じているにも関わらず、前年以降店舗拡大等によって、売上高等の前年比較では認定が困難な事業者については、原則として以下のいずれかの基準をもって認定をして差し支えない。

- ①直近 1 か月の売上高等が、直近 1 か月を含む最近 3 か月間の平均売上高等と比較して、各基準以上に減少していること。

②直近1か月の売上高等が、令和元年12月の売上高等と比較して各基準以上に減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が令和元年12月の売上高等の3倍と比較して各基準以上に減少することが見込まれること。

③直近1か月の売上高等が、令和元年10月から12月の平均売上高等と比較して、各基準以上に減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が令和元年10月から12月の売上高等と比較して各基準以上に減少することが見込まれること。

※各基準について、4号は▲20%、5号は▲5%、危機関連は▲15%

問：他自治体から生駒市に移転した場合、認定申請は可能か。

答：事業実体に変化がなく、移転を要因とした売上高の減少であることが明らかな場合を除き、認定を行う。

問：移転は事業拡大・事業縮小になるか。

答：なりません。

問：生駒市内と生駒市外にそれぞれ事業所を有する中小企業者の場合、認定要件である「売上高等の減少」について、生駒市内の事業所のみの売上高等と当該中小企業者全体の売上高等のいずれにより判断するのか。

答：当該中小企業者全体の売上高等により判断する。

## 2. 融資・保証内容について

問：融資・保証内容はどのようなものですか。

答：以下のURLより県のホームページをご覧ください。

奈良県のホームページ→ <http://www.pref.nara.jp/5220.htm>

## 3. 認定申請について

問：どこに認定申請をすればよいですか。

答：法人の場合は登記上の住所地又は事業実体のある事業所の所在地（注）、個人の場合は事業実体のある事業所の所在地を指す。

(注) 法人の場合、登記上の住所地又は事業実態のある事業所の所在地を管轄する市区町村のいずれにおいても認定を受けることが可能。ただし、登記上の住所地において事業実態がない場合は、認定を受けることができるのは事業実態のある事業所の所在地を管轄する市区町村に限られる。

**問：提出書類とはどのようなものか。**

答：各ホームページの提出書類欄をご覧ください。

(4号)【新型コロナウイルス】セーフティネット保証4号の認定申請について

URL→ <https://www.city.ikoma.lg.jp/0000020761.html>

(5号)【新型コロナウイルス】セーフティネット保証5号の対象業種が追加指定されました

URL→ <https://www.city.ikoma.lg.jp/0000021225.html>

(危機関連)【新型コロナウイルス】危機関連保証の認定申請について

URL→ <https://www.city.ikoma.lg.jp/0000020991.html>

<提出書類>

1. 認定申請書 2部(様式第4号)(小数点第2位以下は切り捨て)
2. 要件等確認票(小数点第2位以下は切り捨て)
3. 生駒市で継続して事業を行っていることがわかる書類 (\*1)
4. 最近1か月または2か月の売上高が確認できる書類  
(\*2以外で提出の場合は、内訳がわかるようにしてください。)
5. 要件等確認票に記入した前年3か月分の売上高が確認できる書類  
(\*2以外で提出の場合は、内訳がわかるようにしてください。)
7. 直近の決算書または確定申告書
8. 許認可証(許認可を伴う業種の場合)
9. 担当者の分かる名刺等  
(\*1) 履歴事項全部証明書、開業届の写し  
(\*2) 決算書、確定申告書、損益計算書、試算表、売上台帳

**問：申請書・要件等確認票に記載する最近の売上高はいつを基準にすると良いか。**

答：新型コロナウイルス感染症の影響を受けた月を基準とする。

- (例) 1. 令和2年3月からコロナの影響を受けており、4月に申請する場合  
→ 令和2年3月の実績+令和2年4月・5月の実績見込みでの申請
2. 令和2年2月からコロナの影響を受けており、4月に申請する場合  
→ 令和2年2月・3月の実績+令和2年4月の実績見込みでの申請

問：新型コロナウイルス感染症の影響が発出し始めた令和2年2月以降から3ヵ月が経過した令和2年5月以降の売上高の取扱いはどうなるのか。

答：(セーフティネット4号・危機関連保証)

3ヵ月間すべて実績とすることは不可(申請時点において自然災害等による影響が解消されていないことを確認するため、実績のみならず見込みの売上高等に基づき認定することとしているもの)。

「1ヶ月実績+2ヶ月見込み」もしくは、「2ヶ月実績+1ヶ月見込み」としている必要がある。

(セーフティネット5号)

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた月を基準とし、2月から影響を受けている場合は、原則として「直近3ヵ月(2月～5月)」の売上高等の実績を記載することが必要。

4月から影響を受けている場合は、4月の実績+5月・6月の見込みで対応可能。

問：売上高を確認できる書類とはどのようなものか。

答：決算書、確定申告書、損益計算書、試算表、売上台帳等で売上高を確認しています。

今回の認定申請に向けて、エクセル等で売上実績を確認できる書類を作成する場合は、内訳が分かるようにしてください。

問：建設業のように売上高等が毎月安定的に計上されず特定の時期に偏ることもあり、前年との比較が出来ない場合もあるがどのようにすれば良いか。

答：当該事業者の実態を適切に把握できる期間として、例えば、前年1年間の平均売上を算出し比較するなど、弾力的な運用とすることが可能。

問：複数の営業所の売上が未集計等、直近月の売上等が確認できない場合、何ヶ月前まで遡ることが可能か。

答：最大で3ヶ月程度を目安とする。

ただし、これは直近の月の売上高等が未集計の場合に適用される措置であるため、原則は直近の売上高で判断する。

問：生駒市で営業していることが分かる書類とはどのようなものか。

答：法人の場合：履歴事項全部証明書

履歴事項全部証明書が無い場合は、決算書 2 年度分（直近＋前年度）もしくは許認可証。

個人事業主の場合：開業届

開業届が無い場合、確定申告書 2 年度分（直近＋前年度）もしくは許認可証。

問：創業 3 か月以上 1 年未満を証明する書類は何ですか。

答：開業届の写し、営業許可書の写し等で確認しています。

問：事業拡大や事業縮小を証明する書類は何ですか。

答：(事業拡大)

店舗や席数の増加が分かる書類等で確認しています。

(事業縮小)

店舗の減少や席数の減少が分かる書類等で確認しています。

※事業規模の変わらない移転は事業拡大、事業縮小に含まれません。

問：決算書や確定申告書はコピーでも大丈夫か。

答：以下の書類はすべてコピーで対応可能。

<書類一覧>

決算書、確定申告書、許認可証（営業許可証）、開業届、履歴事項全部証明書、  
売上高が確認できる書類

問：認定申請の提出方法は郵送でも可能ですか。

答：原則、直接窓口に提出。

ただし、現在の新型コロナウイルス感染症の影響を考え、郵送での申請も可能とする。

その場合、レターパック（返信用のレターパック同封）での郵送に限る。

問：市区町村への認定申請の手続きを、金融機関の担当者等が代理で行うことは差し支えないか

答：差し支えない。ただし、委任状が必要。

また、認定書を渡す際に取りに来た人の印鑑が必要。

問：認定がおりた後の対応について

答：原則として、生駒市役所商工観光課窓口で交付する（受取印の持参が必要）。  
ただし、現在の新型コロナウイルス感染症の影響を考え、郵送での対応も可能とする。

問：認定申請から認定がおりるまでどれくらいかかりますか。

答：認定申請書類を受け取ってから、約5営業日以内に認定をおろしています。

問：認定書の有効期限が土日・休日である場合、認定申込みはその翌日となっても構わないか。

答：土日・休日であっても、当該日をもって指定期間は終了となる。

問：認定書の有効期間内に保証協会に申込みを行えばよいのか。

答：（セーフティネット保証）

認定書の有効期間内に、認定書を添えて、金融機関又は保証協会（商工会や商工会議所を経由して申込み場合はそれらの機関）に保証の申込みを行うことが必要。

（危機関連保証）

認定書の有効期限内に、認定書を添えて、金融機関又は保証協会に保証の申込みを行うことが必要。

ただし、貸付実行は危機指定期間内に行うことが必要。

問：有効期間内であれば、1つの認定書で繰り返し保証を申し込むことができるか。

答：可能。

問：認定がおりた後、どうすれば良いか。

答：認定書を持参の上、金融機関もしくは信用保証協会において融資申し込み。